

「ずしの新しい地域自治」の仕組みの詳細の検討

※下線部分は、骨格案で示している内容です。

住民自治協議会について

1. 定義

ここでは、次のとおり定義付けをします。

- (1) 「地域」とは、概ね小学校区を単位とする区域をいう。
- (2) 「住民」とは、地域に在住、在勤の個人及び地域で事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体をいう。
- (3) 「住民自治協議会」とは、地域の住民の相互の連携と協力のもと、地域の課題解決と地域の個性や実情に応じたまちづくりの実現を目的として、地域の住民の自主的な意思に基づいて設立される組織をいう。（設立目的）

【説明】

- ・ここで用いられる基本的な用語について、共通認識を持つために明確にしておかなければならない用語について定義付けをします。
- ・地域（＝小学校区の区域）の詳細については、次の項目で示します。
- ・住民については、地域が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくために、住んでいる人だけではなく、地域に通勤している人たち、地域で事業を営む事業者をはじめとした各種法人、地域で活動を行う個人や団体も含めています。
- ・これまで、「(仮称) 住民自治協議会」としていたものについて、(仮称) を付けずに表記しています。

【論点】

- ①他に定義すべき用語はあるか。

2. 地域（＝小学校区の区域）

- (1) 小学校区の区域は、(表1) のとおりとする。
- (2) 小学校区の区域の基となる小学校の通学区域自体に変更が生じた場合は、住民自治協議会の意思により、市と協議の上で変更することができる。

(表1) 小学校区の区域

小学校区	区域
逗子	逗子1丁目～逗子7丁目、桜山1丁目、桜山2丁目、 桜山5丁目525番地の1～526番地の12、桜山6丁目～桜山9丁目、 新宿1丁目～新宿3丁目、 新宿4丁目1番～5番(新宿4丁目2番29号～59号を除く。)、 新宿4丁目6番38号～42号、新宿5丁目
沼間	沼間1丁目～沼間6丁目、桜山3丁目～桜山5丁目 (桜山5丁目525番地の1～526番地の12を除く。)
久木	山の根1丁目～山の根3丁目、久木1丁目～久木9丁目
小坪	小坪1丁目～小坪7丁目、新宿4丁目2番29号～59号、 新宿4丁目6番～16番(新宿4丁目6番38号～42号を除く。)
池子	池子1丁目～池子4丁目、池子イケゴヒルズ

【説明】

- ・小学校区の区域について、住所の詳細を明示しています。
- ・将来的に小学校の通学区域が変更された場合、従来そのままでは活動に支障が生じることも想定されるため、変更が可能な旨の担保をしています。

【論点】

- ① 1つの自治会・町内会などが複数の地域にまたがっている場合、いずれの地域に属するのか。

3. 住民自治協議会の要件と認定

(1) 市長は、地域の住民が組織する次のいずれにも該当する団体を住民自治協議会として認定することができる。

ア 地域を単位として対象区域を定めていること。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することはできない。(区域)

イ 協議会設立の目的が、地域の住民の相互の連携と協力のもと、地域の課題解決と地域の個性や実情に応じたまちづくりの実現をすることなどにより、持続可能な地域社会の形成に資するものであること。(設立目的)

ウ 住民自治協議会は、地域の自治会・町内会のほか、地域で活動する様々な法人その他団体を含む地域の住民により構成され、地域を代表すると認められる組織であること。(性格⑤)

エ 地域の課題解決のために方針を示し、実際に解決に向けた取り組みを行うこと。(性格①)

オ 地域の住民の誰もが希望すれば住民自治協議会の運営に参画できること。(性格②)

カ 住民自治協議会の目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員、代表者、代表者及び役員を選出方法、意思決定機関の設置、意思決定方法、会計その他住民自治協議会を民主的に運営するための必要な事項が明記された規約を定めていること。(性格④)

キ カでいう名称には、小学校名を入れていること。

【説明】

・住民自治協議会の認定要件について記述しています。

ア：一つの地域では一つの協議会をしか設立できないことを明示しています。

イ：協議会の設立目的を明示しています。

ウ：住民自治協議会が、地域の自治会・町内会のほか、地域で活動する様々な法人その他団体を含む地域の住民により構成されており、住民自治協議会が地域を代表する組織であることを表しています。

エ：住民自治協議会の活動は、住民間の交流・情報交換にとどまらず、地域の課題解決のための実行力を持つことを表しています。

オ：団体に属する、属しないにかかわらず、個人であっても、住民自治協議会の運営に参画できる仕組みがつけられていることを求めています。

カ：住民自治協議会が民主的な運営をされるように、規約として明文化されることを求めています。

キ：小学校名を入れているならば、地域で名称を決めることができることを表しています。

【論点】

①住民自治協議会を構成する団体のうち、必須の団体を設ける必要はあるか。

(例)

<地域運営協議会支援要綱（横須賀市）>

- ・協議会の意思決定機関には、原則として地域運営協議会の区域内における次の団体の代表者が含まれるものとする。

地区連合町内会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、PTA、観光協会、商店会

<熊本市校区自治協議会に関する要綱>

- ・当該小学校区内の町内自治会の8割以上が加入していること。
- ・以下に掲げる小学校区内の地域団体15団体のうち、現に組織されている団体の3分の2以上が加入していること。

まちづくり委員会、コミュニティセンター運営委員会、社会福祉協議会、青少年健全育成協議会、防犯協会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、公民館、子ども会、PTA、地域婦人会、公園愛護会、交通安全協会、体育協会、消防団分団

②団体のうち、活動範囲が小学校区を超えるものの扱いをどうするか。

(例) 中学校PTA、中学校支援地域本部

③住民自治協議会の設立目的を実現するためには、どのような団体、住民が参画すべきか。

(例) 民生委員児童委員、消防団…

④どのくらいの団体が参加していれば、地域を代表していると認められるか。

⑤地域で活動している団体で、現在着目している団体に漏れはないか。

⑥住民自治協議会に不参加の団体がある場合には、その団体の取り扱いはどうするのか。(意思の反映は?)

- ・テーマ型の団体の場合、そのテーマの取り扱い。
- ・自治会・町内会などの地縁型の団体の場合、そのエリアの取り扱い。

⑦住民自治協議会の意思決定機関や意思決定方法、代表者の選出方法を決めておく必要があるか。

⑧住民については、複数の住民自治協議会に属しても構わないことについては特段触れなくてよいか。

(例)・市内の複数の地域で店舗を運営している場合。

- ・自宅の地域と店舗の地域が異なる場合。
- ・市内の複数の地域にまたがって活動している市民団体。

(2) 市長は、認定した住民自治協議会が次のいずれかに該当する場合は、住民自治協議会の認定を取り消すことができる。

ア (1) のア～カに該当しなくなつたと認めるとき。

イ 解散したとき又は解散したと認められるとき。

ウ その他住民自治協議会として適当でないと思はれるとき。

(3) 住民自治協議会を設立し、代表者を選出したときは、当該代表者は市長に届出するものとする。当該届出の内容に変更が生じたときも、同様とする。

【説明】

- ・ 認定を取り消すことができるケースをア～ウで示しています。
- ・ 住民自治協議会の設立時には市長に届け出を求め、それに基づき市長が認定を行うものとしています。届出内容の変更時にも市長に届け出を求めています。

【論点】

- ①市役所内部の認定の手続きについて、特に規定する必要があるか。

4. 住民自治協議会の役割

- (1) 住民自治協議会は、地域の課題に自らが具体的に取り組み、地域の個性や実情に応じたまちづくり活動を自主的、相互扶助的に行うものとする。(性格①、機能①)
- (2) 住民自治協議会は、地域の住民、とりわけ住民自治協議会を構成する団体等が連携・協力することで、地域の住民活動の活性化又は発展に資するよう努めるものとする。(機能②)
- (3) 住民自治協議会は、地域の情報を広く収集し、併せて広く発信するよう努めるものとする。(機能③)
- (4) 住民自治協議会は、広く地域の住民の意見、提案等を聞く機会や手段をもち、自らが取り組む活動方針に反映させるよう努めるものとする。(性格②、機能④)
- (5) 住民自治協議会は、地域のまちづくり全般についての意見を代表し、市との協働、調整等の窓口になる。(性格⑤、機能⑥)
- (6) 住民自治協議会は、当該協議会だけで解決できない課題等の解決策について、市に提言等を行うことができる。
- (7) 住民自治協議会は、会の運営にあたっては、情報公開及び個人情報の保護に努めるものとする。

【説明】

- ・(1)～(5)：骨格(案)で示した機能①～④、⑥を住民自治協議会の役割として明文化しています。
- ・(6)：地域課題の解決には、まずは住民自治協議会が取り組んでいきますが、住民自治協議会で解決できない課題等の場合には、その解決策について市に提言等を行うことで、市が補完していくことを表しています。
- ・(7)：民主的及び透明な運営を担保するために情報公開に努める一方、個人情報の保護に努めることを求めています。

【論点】

- ①他に住民自治協議会の役割として明確にしておくべきものはあるか。

5. 地域のまちづくり計画の策定

- (1) 住民自治協議会は、地域ごとの特性、自然環境、歴史及び文化等の地域資源を活用し、当該地域の課題解決及び活性化を目的として、自らが取り組む活動方針や地域の短期的・長期的なまちづくりの目標等を取りまとめた地域のまちづくり計画を策定するものとする。(性格③、機能⑤)
- (2) 地域のまちづくり計画は、当該地域の住民の意思に基づいて策定されるものとする。
- (3) 住民自治協議会は、地域のまちづくり計画を策定した場合、その代表者は、市長に届け出をするものとする。
- (4) 市は、地域のまちづくり計画を尊重し、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、各種計画の策定又は施策に反映させるよう努めるものとする。
- (5) 市は、地域のまちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

【説明】

- ・住民自治協議会の活動方針や地域の短・長期的なまちづくりの目標等を取りまとめた計画を策定することを役割の一つとして明文化しています。
- ・「4. 住民自治協議会の役割」に掲げる内容ですが、詳細について併せて記述しているため、別項目としてあります。
- ・地域のまちづくり計画が、地域の住民の意思を反映したものであることを求めています。
- ・住民自治協議会が地域のまちづくり計画を市長に届け出ることを求めています。
- ・市が地域のまちづくり計画を尊重していく姿勢を示しています。
- ・市が地域のまちづくり計画の策定を支援する姿勢を示しています。

【論点】

- ①住民自治協議会に参画していない団体、特に自治会・町内会に係るエリアについての取り扱いはどうするのか。

6. 住民自治協議会の事業等

(1) 住民自治協議会は、地域の課題解決と地域の個性や実情に応じたまちづくりの実現のため、次の事業を行うものとする。

ア 地域の安心・安全に関する事業

イ 地域の防災力の向上に関する事業

ウ 地域の子どもの健全育成に関する事業

エ 地域のごみの減量化と資源化に向けた取り組みに関する事業

オ その他地域のまちづくり計画に基づく事業

(2) 住民自治協議会は、次に掲げる活動をしてはならない。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対する活動。

ウ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対する活動

【説明】

- ・(1) は住民自治協議会が行う活動について、ア～エの事業に示します。また、オにおいて、ア～エに示されていない事業であっても、地域のまちづくり計画に定めた事業については、実施できることを示しています。
- ・各事業としては次のものを想定しています。
 - ア 地域の安心・安全：高齢者や障がい者等の見守り活動支援、防犯活動など
 - イ 地域の防災力の向上：避難所運営、災害時備蓄、要援護者支援など
 - ウ 子ども健全育成：子育て支援、虐待防止、非行防止など
 - エ 地域のごみの減量化と資源化：ごみ減量、リサイクル推進など
- ・(2) は住民自治協議会がしてはならない活動を示します。

【論点】

- ① 協議会でア～エの事業を行うことができるか。
- ② ア～オの事業以外に協議会で実施すべき事業はあるか。

7. 市の役割

- (1) 市は、地域の住民に関わる身近な地域の課題を解決するための活動は、住民自治協議会に委ねることを基本として、住民自治協議会との間で適切に役割を分担するように努めるものとする。
- (2) 市は、住民自治協議会と協働して住民自治を推進するように努めるものとする。

【説明】

- ・市が住民自治協議会の自主性と自立性を妨げないためにも、補完性の原則に基づく役割分担の姿勢、市と住民自治協議会が協働で住民自治を推進していくことを明文化しています。

【論点】

- ①他に市の役割の役割として明確にしておくべきものはあるか。

8. 住民自治協議会への支援

- (1) 市は、住民自治協議会の設立と運営にあたっては、次の支援を行う。
 - ア 住民自治協議会の活動拠点に係る支援
 - イ 住民自治協議会の活動等に対する財政支援
 - ウ 住民自治協議会の活動等に対する人的支援
 - エ その他住民自治協議会の推進に関すること
- (2) ア～ウに定める支援の内容については、別に定める。
- (3) 市は、住民自治協議会の円滑な運営を促進するため、住民自治協議会の活動及びその活動から生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。

【説明】

- ・(1) 及び(2) は住民自治協議会への支援について規定し、ア～ウの詳細については別に定め規定するとしています。
- ・ア～ウの支援としては次のものを想定しています。
 - ア 活動拠点：活動拠点の確保
 - イ 財政支援：地域包括交付金
 - ウ 人的支援：地区担当職員
- ・(3) は、市は、住民自治協議会の自主性と自立性を尊重しなければなりません。必要と判断される場合には住民自治協議会に協力し、助言することができることを規定しています。

【論点】

- ① ア～エの他に、市からの支援として明確にしておくべきものはあるか。

9. 住民自治協議会の設立準備及び設立準備への支援

- (1) 各地域において、住民自治協議会を設立しようとする住民は、必ず設立準備会（以下「準備会」という。）を結成するものとする。
- (2) 市は、準備会が行う住民自治協議会の設立を目的とした取り組みに対し、予算の範囲内で交付金を交付する。
- (3) 交付金の交付対象とする準備会は、各地域一つとする。
- (4) 準備会の要件は、次のとおりとする。
 - ア 準備会の代表者が定められていること。
 - イ 準備会の会計及び会計監査を行う者が定められていること。
 - ウ 複数の団体の参加があり、協議会の設立につながる事が認められること。
- (5) 交付金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。
 - ア 会議開催に要する経費
 - イ その他住民自治協議会の設立に向けた活動に要する経費
- (6) 前号の規定にかかわらず次の経費については、交付金の交付対象としない。
 - ア 単なる懇親及び飲食を目的とする経費
 - イ 準備会の構成員に対する人件費、謝礼、交際費
 - ウ 慶弔費、積立金、備品購入費、他の団体への負担金等住民自治協議会の設立準備に直接関係のない経費
 - エ その他市長が不相当と認める経費
- (7) 準備会が交付金の交付を受けようとするときは、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (8) 市長は、交付金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、準備会に通知し、速やかに交付金を交付するものとする。
- (9) 交付金の交付を受けた準備会は、準備会の活動が完了したとき、及び交付金の交付を受けた会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- (10) 市長は、交付金の交付を受けた準備会が次のいずれかに該当すると認められたときは、交付金の交付決定を取り消し、既に交付した交付金の全部または一部を返還させることができる。
 - ア 交付金を目的外または不当に使用したとき。
 - イ 偽りその他不正の行為により交付金の交付を受けたとき。
 - ウ その他この要綱の規定に違反したとき。

【説明】

- 住民自治協議会を設立する前段に、地域住民により準備会を結成し、住民自治協議会の設立に向けた取り組みをすることを必須のこととしています。
- 具体的な取り組みの例は明示していませんが、幅広い住民との協議と合意のもとで、名称、組織、役員、参加団体、規約など住民自治協議会の設立に必要な事項を検討するための会議を開催するほか、地域住民の理解を得るための広報活動、市役所との連絡調整などを想定しています。
- 市は、準備会に対する支援として、設立準備交付金を交付します。ただし、交付金を交付することができる準備会は一地域一つとしています。
- 一つの地域に複数の準備会が結成される場合に備え、(4)において準備会の要件を定めています。
- 交付金の申請等の手続きについて、市の規則に準じて示しています。

【論点】

- ① 準備会の要件として、他に付け加えるべきものはあるか。

地域包括交付金について

1. 名称

地域包括交付金(以下「交付金」という。)とする。

2. 交付の目的

交付金は、住民自治協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治のより一層の推進と持続可能な地域社会の形成に資することを目的として交付するものとする。

3. 交付対象

住民自治協議会とする。

4. 交付対象経費

- (1) 住民自治協議会が、地域の課題解決と地域の個性や実情に応じたまちづくりの実現のために行う事業の実施にかかる経費
- (2) (1) にかかわらず次に定める経費については対象としない。
 - ア 単なる懇親及び飲食を目的とする経費
 - イ 慶弔費、積立金、備品購入費、他の団体への負担金等住民自治協議会の運営又は事業に直接関係のない経費
 - ウ その他市長が不相当と認める経費

5. 交付金の区分

- (1) 自主事業費
 - ア 協議会の円滑な運営を図るための事務的経費
(例：会議費、消耗品費、通信運搬費、賃借料など)
 - イ (2) (3) 以外に協議会が行う自主的な活動(「自主事業」とする。)を行うための経費
(例：会報誌の作成、ホームページの作成・運用など)
- (2) 共通事業費
各協議会が共通で行う事業(「共通事業」とする。)の実施にかかる経費
- (3) 選択事業費
協議会が、市の提示した事業のなかから選択して行う事業(「選択事業」とする。)の実施にかかる経費

6. 交付金の額

次の（１）～（４）を合算した額とする。

（１）基礎額

全協議会に共通で同一額を交付する。

（２）世帯数加算額

各協議会の世帯数の差を補うために、世帯数による加算額を交付する。

（３）共通事業費

各協議会が共通で行う事業の実施にかかる経費で、（１）（２）のほかに加算が必要な場合に交付する。

（４）選択事業費

協議会が、市の提示した事業の中から選択して行う事業の実施にかかる経費で、事業ごとに交付金の算定方法を設定する。

7. 交付の手続き

（１）交付要望

協議会は、交付を受けようとする年度の前年度の11月末までに交付要望書を市長へ提出する。

（２）交付申請

協議会は、交付を受けようとするときは交付申請書を市長へ提出する。

（３）交付決定

市長は、協議会から交付申請を受けたときは、その内容を審査し、予算の定める範囲内においてその額を決定し、協議会に通知する。

（４）概算払い

市長は、事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払いにより交付金を交付することができる。

（５）実績報告

協議会は、事業完了後は速やかに市長へ実績報告書を提出する。

（６）会計年度

協議会の会計は、単年度会計処理を原則とする。

（７）交付金の繰越

交付金により実施予定の事業が、やむを得ない事情により当該年度内に完了できない場合は、翌年度に繰り越しして実施することができる。

（８）基金の設置

後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するため基金等を設置し、積み立てることができる。ただし、その事業計画を明らかにしなければならない。

（９）交付金の返還

市長は、実績報告書の内容を審査し、不適正な使用が認められるときは交付金の全部または一部の返還を協議会に求めることができる。

住民自治協議会の活動拠点について

1. 住民自治協議会の活動拠点

住民自治協議会は、活動の拠点となる場を市と協議のうえ市内に定めることとする。

2. 市の支援

市は協議会の活動の拠点となる場の確保について支援する。

3. 活動拠点の管理運営

- (1) 住民自治協議会は、活動の拠点となる場の管理運営を行う。
- (2) 住民自治協議会の活動の拠点となる場の存する施設全体の管理運営は、将来的に指定管理で行うものとする。
- (3) 当該施設は、基本的には常時開設し、その分の運営費を指定管理料に上乗せする。

地区担当職員について

I. 地区担当職員に求められる役割

地区担当職員に求められる役割としては、大きく次の3点になります。

1 市と地域とのパイプ役（つなぎ役）

担当する小学校区に係る事案については、地区担当職員が地域の総合的な窓口となりますが、具体的な案件への対応は基本的には担当課が行うことから、市と地域とのパイプ役（つなぎ役）として関係部署への連絡・調整や情報提供を行うことが大きな役目となります。

また、協議会が「地域のまちづくり計画」を策定する上で、庁内の関係部署との連絡・調整を行うことも重要な役割です。

2 部内の連絡・調整役

地区担当職員は、担当する小学校区に係る案件のほか、自分の所属する部に係る案件についても連絡役や調整役となります。

例えば、保育課の地区担当職員であれば、福祉部の連絡役として、自分の担当する小学校区に係る案件で福祉部に関するものについては、福祉部内で連絡役となるほか、福祉部内の他課の案件についても、情報提供役となるなど、担当する小学校区に対しては部内の連絡・調整役としての役割も果たします。

このようなことから、市と地域との連絡体制を密に確固たるものとするためにも、一つの小学校区の中の地区担当職員の所属部については、可能な限りすべての部を網羅している体制を整えることが望ましいと考えます。

3 担当地域のスペシャリスト

地区担当職員は、地域で活動する市民や市民団体等との顔合わせも多くなることから、その地域の基本的な情報を把握しておくことが必要となります。また、地域の課題解決や地域のまちづくりについて、行政が持っている情報や地域活動に役立つ情報を提供したり、必要に応じて助言したりする上でも、担当する小学校区に係るさまざまな情報についてアンテナを高くして情報収集に努めていくことが重要です。

一方で、地域の側からもさまざまな情報が地区担当職員に入ることになるため、庁内においても、“その小学校区のことなら担当の地区担当職員へ聞けばわかる”というような状況となることが望ましいと考えられます。

Ⅱ. 地区担当職員制度（案）の概要

地区担当職員制度（案）の概要は、以下のとおりです。

1 地区担当職員の設置目的

地域の課題は地域で解決することができるよう、地域住民が主体となった小学校区を単位とした協議会の設立及び円滑な協議会活動を支援するとともに、市と市民との協働によるまちづくりを推進するために、小学校区の総合的な窓口として、地区担当職員を設置する。

2 地区担当職員の構成

(1) 地区担当職員の任命等

- ・ 地区担当職員は、各部の次長と市民協働推進員に対して兼務で任命する。
- ・ 地区担当職員の任命・配置は市長が行う。
- ・ 異動等に伴い市民協働推進員に変更があった場合には、原則として後任の市民協働推進員を充てる。
- ・ 次長については異動があっても担当する小学校区の変更は行わない。ただし、部長職への異動があった場合は任を解くものとする。

(2) 各小学校区における構成

- ・ 各小学校区には各部の次長 1 名と市民協働推進員 6 名の計 7 名が配置され、チームを編成する。
- ・ 各小学校区には各部の市民協働推進員を 1～2 名配置し、各小学校区のチームは 5 部以上の市民協働推進員で構成される。
- ・ 各チームは、リーダーとメンバーで構成され、リーダーには次長を充て、リーダーはメンバーを統括する。

3 地区担当職員の職務

(1) 地区担当業務

地区担当職員は、次の職務を地区担当業務として遂行する。

- ・ 協議会の設立に向けた情報提供及び助言等
- ・ 協議会の円滑な運営のための情報提供及び助言等
- ・ 地域課題の解決に係る情報提供及び助言等
- ・ 地域のまちづくり計画の策定に係る情報提供及び助言等
- ・ 協議会と市との連絡調整等
- ・ その他市長が必要と認めること

(2) 職務上の留意点

- ・ 地区担当職員は、本来の職務に支障のない範囲で地区担当業務を行うこと。
- ・ 地区担当職員は、地域住民等の個人的な要望又は苦情の処理その他地区担当職員の職務としてふさわしくない行為を行わないものとする。
- ・ 地区担当職員は、必要に応じて地域住民等の会合に出席するなど、地域の情報の収集に努めるとともに、地域住民等との信頼関係を構築するよう努めること。

4 地区担当職員の体制と役割

地区担当職員に係る体制と各々の役割については、次のとおりとする。

○地区担当職員統括者（市長）

- ・ 地域自治システムにおける地区担当職員制度の方針を決定し、総合的に推進する。
- ・ 地区担当職員を任命する。
- ・ 地区担当職員の配置を決定する。

○地区担当職員副統括者（副市長）

- ・ 地区担当職員統括者をサポートする。
- ・ 地区担当職員統括者に事故があるとき、又は、地区担当職員統括者が欠けたときは、その職務を代理する。

○地区担当職員管理責任者（経営企画部長・市民協働部担当部長）

- ・ 各小学校区の地区担当職員の統括を行う。
- ・ 各小学校区の間での連携・調整、情報交換を必要に応じて行う。

○リーダー（各部の次長）

- ・ 担当する小学校区に係る案件について、当該小学校区の地区担当職員の代表として、当該小学校区の地区担当業務の責任を負う。
- ・ 担当する小学校区に係る案件について、必要に応じて当該小学校区のメンバーに対して指示しながら、地区担当業務を行う。
- ・ 担当する小学校区に係る案件のほか、所属する部に係る案件についても調整を担う。
- ・ 所属する部に係る案件について、担当外の小学校区から調整依頼を受けた場合には、その小学校区のリーダーと対応を調整する。
- ・ メンバーの職務の状況を確認しながら、一部のメンバーに過度の負担がかからないよう配慮する。

○メンバー（市民協働推進員）

- ・ 担当する小学校区に係る案件について、当該小学校区のリーダーの指示のもとに地区担当業務を行い、その業務の終了後にはリーダーに報告を行う。
- ・ 担当する小学校区に係る案件のほか、所属する部に係る案件についての連絡役となり、部内での調整が必要な案件については、所属する部の次長に連絡する。

○地区担当職員制度所管課

- ・ 地区担当職員統括者の方針に従い、地区担当職員管理責任者の指示のもと、地区担当職員制度全般の管理等を行う。
- ・ 地区担当職員の研修を実施する。
- ・ 地区担当職員から地区担当業務に係る相談等を受ける。
- ・ その他地区担当職員制度に係る必要な庶務を行う。